

改 正 案	現 行
<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）第二十五条第一項に規定する申請等の経由に係る事務に関すること。</p> <p>五～一五 （略）</p> <p>十六 第七号から前号までに掲げるもののほか、公害の防止に関する事務及び事業に関すること。</p> <p>十七～二十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四～十四 （略）</p> <p>十五 第六号から前号までに掲げるもののほか、公害の防止に関する事務及び事業に関すること。</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>